

訪問型サービス(独自)サービスコード表【大河原町】 R4(2022).4.1改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	1,176	1月につき	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,055		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		39	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		35		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	2,349	1月につき	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,108		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		77	1日につき	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		69		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	3,727	1月につき	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,344		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		123	1日につき	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		110		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	268	1月につき	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		240		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		272	1回につき	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		244		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	287	1回につき	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		258		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		167	1回につき	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		150		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所得単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000 加算		